

# 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、実情に応じた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

## 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金



### ひとり親世帯分

▶支給対象者 次の①～③のいずれかに該当する方

	①	②	③
支給対象者	令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方	令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
支給額	児童1人あたり一律 50,000円		
支給手続き	令和3年4月28日 (水) に支給済み	申請が必要です 申請期限：令和4年1月31日 (月)	

### その他世帯分

▶支給対象者

(1)(2)の  
両方に該当  
する方

- (1) 平成15年4月2日（特別児童扶養手当の対象となっている児童の場合は平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童を養育する父母等
- (2) 令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、住民税（均等割）が非課税相当の収入となった方

▶支給額 児童1人あたり一律50,000円

▶支給手続き ①令和3年4月分から令和4年3月分までのいずれかの月分の児童手当及び特別児童扶養手当の受給者で令和3年度住民税（均等割）が非課税の方は申請不要です。  
※4月時点で対象の方には、令和3年7月15日（木）に、児童手当の支給口座へ振込み済みです。  
②支給対象者(1)(2)両方に該当し、上記の①に当てはまらない方は申請が必要です。

▶申請期限 令和4年2月28日（月）

### “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、九重町消費生活相談窓口（☎76-3150）や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

